

裁量階層（収入条件が月収額214,000円以下）となる世帯は以下の通りです。

1. 高齢者世帯

入居者が60歳以上で、同居者全員が60歳以上または18歳未満である場合

2. 子育て世帯

同居者に小学校就学前の子がいる場合

3. 障害者世帯

入居者または同居者のいずれかが障害者で、その障害が次に定める程度である場合

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級までの身体障害者の方

イ 1級～2級の精神障害者または同程度の障害と認められる精神的障害者の方

ウ イの精神障害に相当する程度の知的障害者の方

4. 戦傷病者世帯

入居者または同居者のいずれかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは、同法別表第1号表の3の第1款症である場合

5. 被爆者世帯

入居者または同居者のいずれかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合

6. 海外引揚者世帯

入居者または同居者のいずれかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の場合

7. ハンセン病療養所入所者世帯

入居者または同居者のいずれかがハンセン病療養所入所者等の場合